HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	上田信太郎教授の経歴と業績
Author(s)	松尾, 誠紀
Citation	北大法学論集, 76(6), 1187-1205
Issue Date	2026-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/99249
Type	departmental bulletin paper
File Information	07_matsuo_lawreview_76_6.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

上田信太郎教授の経歴と業績

松　尾　誠　紀

1．経歴

上田信太郎教授は、2026年３月31日をもって、北海道大学大学院法学研究科の定年を迎えられる。

上田教授は、1986年３月に北九州市立大学法学部を卒業後、一橋大学大学院法学研究科修士課程に入学された。1988年３月に同大学院修士課程を修了し、法学修士の学位を取得、1991年３月に同大学院博士後期課程を単位取得退学された。1991年４月に日本学術振興会特別研究員になられた後、1992年８月に香川大学法学部に刑事訴訟法担当の専任講師として着任、1994年８月に助教授に昇任された。1998年４月から2000年３月までは、ケルン大学（ドイツ連邦共和国）に留学され、Thomas Weigend教授に師事された。2003年４月に岡山大学法学部に教授として着任され、2004年４月には同大学大学院法務研究科に移籍された。その後、2015年３月まで、岡山大学には12年間勤められた。そして、2015年４月に北海道大学大学院法学研究科に着任されて、現在に至っている。

ご在職の期間において、とりわけ岡山大学大学院法務研究科に在籍中の2004年４月から2011年３月までは、１年間のブランクを除き、法務研究科副研究科長を務められ、さらに、2011年４月から2015年３月までは法務研究科長を務められており、10年間の長きにわたり同大学院法務研究科における重責を担われた。その中でも特に、法務研究科長を務めた４年間は、司法試験に向けた態勢の立て直し、司法試験合格実績の向上に寄与されただけでなく、岡山大学弁護士研修センターの創設などにも取り組まれ、中四国地区における岡山大学法科大学院の拠点性を高めることにご尽力された。

北海道大学大学院法学研究科にご在職の間も、教務委員、学生委員等を歴任された。また、岡山大学法科大学院でのご経験を踏まえて、北海道大学法科大

学院でも、修了生支援委員、広報委員等を務められる一方、本学法科大学院の教育・運営に関し、数々の建設的なご提言をいただいた。

２．教育

上田教授は、北海道大学の全学教育においては「法学入門Ⅲ」を、法学部においては「刑事訴訟法」の講義や「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」などを担当された。また、大学院法学研究科においては、「刑事手続法学特殊演習」、「刑事手続法学特別研究」などを担当されると共に、医学研究院が開講するオムニバス形式の大学院共通科目「死因究明学」も担当された。

法学部における「刑事訴訟法」の講義では、レジュメを配付し、新聞記事などを素材とすることで、学生に刑事事件、刑事裁判に対する興味を喚起するよう努められた。また、職業法曹である裁判官、弁護士、検察官を授業に招き、刑事実務の状況や課題について学生の理解を深めるよう工夫された。「演習Ⅱ」では、毎年度20名以上のゼミ生が参加しており、刑事訴訟法の重要論点について検察側と弁護側に分かれて議論するディベート方式に基づくゼミを展開された。ゼミ生の多くが北海道大学法科大学院や他大学の法科大学院に進学しており、多数の司法試験合格者を輩出している。また、法曹以外でも、民間企業への就職のほか、警察庁などの国家公務員、県庁などの地方公務員として活動しているゼミ卒業生もいる。

研究大学院の授業では、2015年のご着任以来、大学院生とともにドイツの刑事訴訟法文献を精読し、日本の刑事訴訟法との相違点を確認しつつ検討を深められた。また、中国人留学生も多く受講していたため、各人の研究テーマについて報告する機会を設けるよう工夫された。さらに、２名の中国人留学生の修士号取得に向けての研究指導も行われた。他方、法科大学院では、ご着任の初年度に「刑事訴訟法Ⅰ」「刑事訴訟法Ⅱ」及び「刑事事例問題研究Ⅲ」の講義を担当されたほか、2016年度からは「刑事訴訟法Ⅰ」及び「刑事訴訟法Ⅱ」の２科目を担当し、受講生の司法試験合格に向けて力を尽くされた。

３．研究業績

上田教授の研究業績は、(1) 刑事訴追論、(2) 供述の信用性、(3) 死因究明・

死因認定に関する研究に分けられる。以下、それぞれについて概観する。

(1) 刑事訴追論

大学院修士課程及び博士課程を通じ、福田雅章教授（現一橋大学名誉教授）による指導の下、ドイツにおける私人訴追制度を研究テーマとして探究された。日本のように刑事訴追権を検察官が独占している先進国は他にないこと、国家刑罰権のあり様として、刑事和解の思想を取り込んだ刑事司法制度の構築を考慮したことが、私人訴追制度を研究テーマとして選んだ理由とされている。さらに、一定の犯罪（私訴犯罪）に関し、犯罪被害者が検察官に代わって刑事訴追を行う私人訴追制度と、ドイツ刑事裁判が採用する職権主義構造との理論的整合性に関心を寄せて研究を進められた。ご研究ではまず、同制度の内容や運用状況、制度の歴史及び思想的背景について知見を深められた。その成果は、「西ドイツ刑事訴訟における私人訴追手続」一橋研究13巻４号（1989）87～104頁、「ドイツ私人訴追手続の沿革と私訴犯罪について」一橋研究17巻２号（1992）41～64頁、「ドイツ私人訴追手続に関する一考察」一橋論叢108巻１号（1992）83～103頁として公刊された。これらのご論攷では、私人訴追制度の源流は、古くローマ法時代の侵害訴訟に端を発し、また当時、刑事訴追権は、私人に属するものとして観念されていたこと、しかしドイツの刑事裁判が、その後の歴史的展開の中で、職権主義を基盤として設計されるに従い、犯罪被害者の私訴権行使が極めて制限されるようになったこと、したがって、私訴制度も単に国家の訴追負担軽減のための制度として位置づけられたに過ぎないことなどを明らかにされた。他方、職権主義を採用しつつも、私人訴追によるときは、犯罪被害者と加害者が和解官庁において和解の試み（Sühneversuch）を行う必要がある点に注目され、国家のイニシャティブで手続が遂行される刑事司法制度でも、私訴手続では、当事者が紛争対象を自由に処分し、処分内容も自由に決定できるため、処分権主義の発想や和解の発想が含まれていることなどを指摘されている。

私訴制度を有するドイツではあるが、国家機関である検察官は、当然、すべての犯罪に対して刑事訴追権を行使することができる。すなわち、私訴犯罪であっても、それが公益（öffentliches Interesse）に関わるときは、犯罪被害者自身が訴追するのではなく、検察官が刑事訴追を行う。そこで、私訴犯罪に対して私人たる被害者が訴訟を追行するのか、それとも検察官がこれを行うのか

を決する「公益」概念の内実を明らかにする必要がある。私訴手続における「公益」は、犯罪被害者が刑事手続にどのような場合に関与可能となり、逆にどのような場合に手続への主体的関与が遮断されるのかを知るキーワードとなるからである。このような問題意識に基づいて発表されたご論攷が、助教授昇任論文でもある、「ドイツ私人訴追手続における『公益』概念」香川法学14巻２号（1994）207～289頁である。もっとも、ドイツ刑訴法153条ａや376条などにみられる「公益」といった概念は、通常、一義的に確定できないために不確定概念（unbestimmter Begriff）とされ、その概念内容が伸縮自在であるため、ほとんど解釈不可能な「Kautschukbestimmung（ゴム条項、弾力条項）」との批判もある。ご論攷では、そのような批判があることを踏まえつつ、「公益」が不確定概念だとしても、検察官にまったくの自由裁量を許容したものではなく、検察官が公益の存否を判断するにあたっては、①私人の生活領域を越える、社会全体の法的平和が破壊されたかどうか、②法益侵害の程度はどうか、③行為の粗暴性や危険性の程度はどうか、④行為者の動機はどのようなものであったかなどの要素がまず吟味・検討されることを明らかにされた。また、私訴犯罪のうち、侮辱罪、身体傷害罪、道路交通における犯罪については、構成要件ごとに公益存否判断のファクターが明示され、私人にも認識できるようになっており、犯罪被害者として自分の関わった私訴事案に公益があるか否かを一定程度、認識できることなどを指摘された。

私人訴追論の研究を通じて、刑事司法という「公」の制度に、私人たる犯罪被害者や加害者たる「私」がどのように関与するか、刑事手続における「公」・「私」の関係をどのように捉えるのかという問題考察が必要であるとの考えに至ったとされる。なぜなら、国民が主権者である以上、捜査権であれ訴追権であれ、さらに刑罰権であれ、国家機関が有する「○○権」の源は、あくまで国民に帰属する「権利」に他ならないためである。社会が高度に発展し、社会的分業が進展する近代国家の中で、国民が元来有している諸権利は、国家によって設置された専門機関に委譲・委託されたものといえる。それゆえに、国民一人ひとりが、自ら委譲した権限・権能（権利が変容したもの）が正しく行使されているかどうかを不断に監視し、そこに濫用や誤りがあればこれを是正しなければならないのではないか。刑事訴追権の研究を通じ、このような知見を得たとされている。

なお、上述のように、上田教授の研究者生活は、犯罪被害者が主体的に関与

するドイツ私人訴追制度を素材としたことから始まるところ、ドイツ留学時代に師事されたThomas Weigendケルン大学教授の教授資格請求論文が、『犯罪被害者と刑事手続（Deliktsopfer und Strafverfahren)』（1989）であったことから、留学先として同大学を選ばれたとのことである。

(2) 供述の信用性

従前より、刑事証拠法に関する問題関心を持たれていたことから、特に事実認定において最も重要な役割を担う、自白の証明力の問題についての分析を行われた。日本では、誤判回避策として、補強法則が憲法、刑事訴訟法の双方で法定されている。しかし、同法則が明文化されているにもかかわらず、なぜ誤判が生じるのか、自白の信用性を誤る根本原因は何か。このような問題意識に基づいて、補強法則の意義や機能を分析視角に据え、自白の証明力（信用性）の検討に研究を進められた。

これについて、判例実務が採用するいわゆる実質説では、誤判防止策として十分に機能しないようにも思われるが、しかし他方で、「被告人と犯人との結びつき」にまで証拠を要求する最も厳格な罪体説では、有罪認定が困難になるという問題があることが従来から指摘されていた。理論上、また実務上も、客観的事実と自白との符合性を適切に判定することが自白の証明力判断の客観性、合理性を高めるという点は認識されている。しかし、自白の証明力の判断を誤った誤判事例が今なお散見されるのは、結局、自白を含めた供述全体の合理的な評価方法が十分に確立されていないからではないか。このような点を意識されて、主として自白や供述の信用性に関するテーマを中心に研究を行われた。

本テーマに関しては、「自白と補強証拠を要する範囲について」『竹澤哲夫先生古稀祝賀記念論文集・誤判の防止と救済』（1998）419～438頁、「自白の証明力評価について」『大野真義先生古稀祝賀・刑事法学の潮流と展望』（2000）494～515頁、「自白の証明力と補強法則」刑法雑誌41巻３号（2002）309～322頁、「被疑者取調べの可視化について」研修768号（2012）３～16頁、「補強法則は絶滅危惧種か？」山口厚ほか編『実務と理論の架橋』（2023）927～946頁などのご論攷を公刊されている。

本テーマを素材とする研究活動では、職権主義を採用するドイツの議論をも参考とされた。ドイツには補強法則は法定されておらず、供述証拠一般の評価

も裁判官の自由心証に委ねられている。また、裁判官によって調書化された尋問調書は公判廷で朗読し、証拠調べ資料に供することができるものの、検察官が作成した尋問調書の朗読に際しては一定の制限があるなど、供述証拠の評価方法や公判廷における自白調書の利用法につき日本と取り扱いを異にする面もある。そうした中で、誤判防止のため、自白につきその中核部分を裏付ける証拠が必要だとする見解や、自白以外の証拠から供述の信用性を評価すべきだとする見解がドイツにおいても提示されており、実体的真実の解明に重点を置くドイツ法と日本との相違点を意識して研究を進められた。なお、2001年に九州大学で開催された日本刑法学会では、それまでの研究成果として、「自白の証明力評価について」を標題に個別報告を実施された。

さらに、2016年の刑訴法改正により、被疑者の取調べに録音録画制度が導入されたのを受けて、「被疑者取調べ録音録画記録媒体の実質証拠化について」『大出良知・高田昭正・川崎英明・白取祐司先生古稀記念論文集・刑事法学と刑事弁護の協働と展望』（2023）579～600頁を発表された。このご論攷では、訴訟関係人を尋問する際、記憶喚起のため供述録取書を提示することを禁じた刑訴規則199条11第１項を例にとりながら、取調べ録音録画記録の実質証拠化を検討された。証言と自白との違い、また録取書の提示と記録媒体の視聴という相違はあるものの、事実認定に供される資料（証言・自白）の使用法や評価法という点で共通する面を見出されており、それまでとは異なる切り口での分析が行われている。

（3）死因究明・死因認定関連

近時は、刑事裁判における死因究明及び死因認定に関する研究にも取り組まれている。刑事裁判において死因が争点となるケースは、その多くが殺人などの重大事件の審理（裁判員裁判）となるだけに社会的関心も高く、正確に死因を認定することが求められる。しかし、たとえば、法医学者など専門家証人の証言や鑑定結果が訴追側と弁護側で分かれた場合、死因認定は困難を極める。刑事手続における死因認定の誤りは、一方で刑事事件を埋もれさせ、他方で誤判・冤罪を招く。このような問題意識に基づいて、死因が争点となった刑事裁判を素材とし、正確な死因認定のためにどのような方策が採られるべきかを検討課題とされた。その際、比較法の観点から、ドイツの検視制度や死因認定の動向を調査されている。日本とは異なり、ドイツは職権主義を採用しているこ

ともあってか、検察官側申請にかかる法医学者による司法解剖の結果が重視されているとされる。日本の刑事裁判のように、検察側と弁護側双方の専門家証人間で見解が分かれた場合、どのようにして双方の証言の優劣を決定し、事実認定の用に供するのかが問題となる。さらに、医学上の難解な専門用語が交錯する専門家証言の評価を、裁判員が正しく判定できるのかという点も検討しなければならないとの課題を示される。

以上のような点を意識しつつ、現在、死因が争点となった刑事裁判を素材として、正確な死因認定のためにどのような方策が採られるべきかに関する検討を行われている。このテーマに関してはすでに、「裁判員裁判における死因認定に関する『覚書』」家本真実ほか編『岐路に立つ市民の司法参加制度』(2023)302～327頁、また、保護責任者遺棄致死に関する判例評釈として、「裁判員裁判で審理された第１審判決に対して事実誤認があるとした原判決に382条の解釈適用を誤った違法があるとされた事例及び第１審における訴因変更命令等の義務の存否が問われた事例」判例評論748号（判例時報2481号）(2021年）130～136頁を発表されている。

上田教授は、以上の３つの主な研究業績をはじめ、刑事訴訟法における数多くの重要課題の研究に長年取り組まれ、それらに関する多数の研究論文等を発表された。これらのご業績による学界への多大なるご貢献に改めて敬意を表するとともに、これからのますますのご活躍とご健勝を心より祈念申し上げる。

上田信太郎教授の経歴

【学歴・職歴】

1986年３月　北九州市立大学法学部卒業
1986年４月　一橋大学大学院法学研究科 修士課程（公法学専攻）入学
1988年３月　一橋大学大学院法学研究科 修士課程（公法学専攻）修了（法学修士）
1988年４月　一橋大学大学院法学研究科 博士後期課程（公法学専攻）進学
1991年３月　一橋大学大学院法学研究科 博士後期課程（公法学専攻）単位取得退学
1991年４月　日本学術振興会特別研究員

1992年８月　香川大学法学部専任講師（刑事訴訟法担当）
1994年８月　香川大学法学部助教授（刑事訴訟法担当）
1998年４月　文部省若手在外研究員（ドイツ連邦共和国ケルン大学留学、Thomas Weigend教授に師事）
2003年４月　岡山大学法学部へ移籍　同教授に就任
2004年４月　岡山大学大学院法務研究科へ移籍
2004年４月　岡山大学大学院法務研究科副研究科長（任期2006年３月まで）
2006年４月　岡山大学大学院法務研究科副研究科長再任（任期2008年３月まで）
2009年４月　岡山大学大学院法務研究科副研究科長再任（任期2011年３月まで）
2011年４月　岡山大学大学院法務研究科長（任期2013年３月まで）
2013年４月　岡山大学大学院法務研究科長再任（任期2015年３月まで）
2015年４月　北海道大学大学院法学研究科に移籍（現在に至る）

【社会貢献活動】

・中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会委員
・岡山弁護士会資格審査会委員
・香川県警察学校　非常勤講師（刑事訴訟法担当）
・四国管区警察学校　非常勤講師（刑事訴訟法担当）
・法務省矯正研修所札幌支所　非常勤講師（刑事訴訟法担当）

【共同研究・競争的資金等（研究代表者）】

・科研費（基盤研究（C））課題番号24K04579（2024～2027年）
「刑事裁判における専門家証言の意義と限界に関する研究―死因認定を素材として―」
・科研費（基盤研究（C））課題番号21K01188（2021～2025年）
「刑事手続における死因究明と死因認定に関する研究」
・科研費（基盤研究（C））課題番号18K01307（2018～2024年）
「被疑者取調べ記録媒体の実質証拠化と公判中心主義との関係に関する研究」
・岡山大学学長裁量経費特別配分（個人研究）（2005～2006年）
「刑事司法改革における証拠法原則の現代的変容」

上田信太郎教授の業績

【論文・判例解説】

［2025年］

・「刑事訴訟法20条『職務の執行から除斥される』とされた事例」新・判例解説Watch No.182（TKCローライブラリー・刑事訴訟法）１～４頁。

・「捜査手続に対する不服申立て」『刑事訴訟法の争点（第２版）』（有斐閣）※2026年３月公刊予定。

［2024年］

・「再伝聞」『刑事訴訟法判例百選（第11版）』（有斐閣）200～201頁。

・「戻し収容に対する抗告」『少年法判例百選（第２版）』（有斐閣）184～185頁。

［2023年］

・「裁判員裁判における死因認定に関する『覚書』」家本真実ほか編『岐路に立つ市民の司法参加制度』（日本評論社）302～327頁。

・「補強法則は絶滅危惧種か？」山口厚ほか編『実務と理論の架橋』（成文堂）927～946頁。

［2022年］

・「第三者供述中に含まれた被告人の自白と補強法則」速報判例解説31号（日本評論社）225～228頁。

［2021年］

・「裁判員裁判で審理された第１審判決に対して事実誤認があるとした原判決に382条の解釈適用を誤った違法があるとされた事例及び第１審における訴因変更命令等の義務の存否が問われた事例」判例評論748号（判例時報2481号）130～136頁。

・「テーマはタイムリー、中身はダイナソー」法学教室488号（有斐閣）２～３頁。

［2020年］

・「被疑者取調べ録音録画記録媒体の実質証拠化について」『大出良知・高田昭正・川崎英明・白取祐司先生古稀記念論文集・刑事法学と刑事弁護の協働と展望』（現代人文社）579～600頁。

・「訴因変更に一連の手続が訴訟手続の法令違反に当たるとされた事例」速報判例解説26号（日本評論社）201～204頁。

［2019年］

・「訴因変更の可否」法学教室460号（有斐閣）26～29頁。

［2018年］

・「第11章 証人尋問」後藤昭＝白取祐司編『新コンメンタール刑事訴訟法（第３版）』（日本評論社）290頁～341頁。

［2016年］

・「共犯者の自白」川崎英明＝葛野尋之編『リーディングス刑事訴訟法』（法律文化社）277～290頁。

［2013年］

・「一罪一逮捕一勾留」『刑事訴訟法の争点（第４版）』（有斐閣）72～73頁。

・「ドイツの合意手続」『比較法研究75巻』（有斐閣）204～211頁。

・「証人尋問」後藤昭＝白取祐司編『新コンメンタール刑事訴訟法（第２版）』（日本評論社）280～327頁。

［2012年］

・「被疑者取調べの可視化について」研修768号（法務省法務総合研究所）３～16頁。

［2011年］

・「補強法則再論」『村井敏邦先生古稀記念論文集・人権の刑事法学』（日本評論社）634～654頁。

・「取調べ可視化についての一考察」広島法科大学院論集７号（広島大学法学部紀要）175～185頁。

・「疫学的証明－千葉大チフス菌事件－」『刑事訴訟法判例百選（第９版）』（有斐閣）138～139頁。

・「違法収集証拠排除の主張に関する事実の立証」『法学教室別冊付録判例セレクト2010』（有斐閣）42頁。

・「公判前整理手続及び公判手続において顕在化されていない犯行動機を原審が認定したことは、被告人の防御権侵害にあたるとする弁護人の主張が斥けられた事例」刑事法ジャーナル（成文堂）28号114～120頁。

［2010年］

・「供述の信用性判断に関する一考察」『福田雅章先生古稀祝賀論文集・刑事法における人権の諸相』（成文堂）59～78頁。

・「犯罪に関わる患者情報と医師の守秘義務」『立石二六先生古稀祝賀論文集』

（成文堂）631～654頁。

・「検察官が単独犯として起訴した被告人に共謀共同正犯者が存在しても、訴因どおりに単独犯としての犯罪事実を認定することが許されるとされた事例」速報判例解説６号（日本評論社）201～204頁。

[2009年]

・「予備的訴因追加請求が権利の濫用に当たり不適法とされた事例」刑事法ジャーナル15号（成文堂）112～118頁。

・書評「安富潔著『刑事訴訟法』」法学セミナー654号（日本評論社）134頁。

[2008年]

・「検察官による取調べ状況を撮影したDVDと任意性立証」受験新報４月号（法学書院）35～37頁。

・「宅配便荷物に対するエックス線検査と任意捜査」受験新報２月号（法学書院）30～31頁。

[2007年]

・「刑事弁護の課題」法律時報79巻12号（日本評論社）55～60頁。

・山口直也＝上田信太郎編著書『ケイスメソッド刑事訴訟法』（不磨書房）

・法律用語辞典として、中川淳＝大野真義編著『法律用語を学ぶ人のために（新版）』（世界思想社）。「FBI」、「外国判決の効力」、「簡易公判手続」、「起訴独占主義」など31項目。

・「情況証拠による事実認定」受験新報10月号（法学書院）22～23頁。

・「検察官執務室内での接見において検察官及び検察事務官の立ち会ったことが違法とされた事例」受験新報８月号（法学書院）34～35頁。

・「弾劾証拠として許容される証拠の範囲」受験新報６月号（法学書院）24～25頁。

・「被告人に対する余罪取調べが違法であるとされた事例」受験新報４月号（法学書院）22～24頁。

・「類型証拠の開示裁定請求棄却決定に対して即時抗告がなされた事例」受験新報２月号（法学書院）26～28頁。

[2006年]

・「殺人及び現住建造物等放火事件につき、情況証拠の積み重ねによって被告人の犯人性を肯定した事例」受験新報12月号（法学書院）28～30頁。

・「現住建造物等放火事件において被告人の自白調書の任意性が否定された事

例」受験新報8月号（法学書院）28～29頁。
・「激昂する相手方を鎮静化するための任意同行」受験新報６月号（法学書院）23～25頁。
・「刑事弁護人の誠実義務」受験新報４月号（法学書院）20～22頁。
・「同一の裁判官が公訴棄却判決および再起訴後の審理に関与した場合と除斥原因」受験新報２月号（法学書院）22～23頁。

［2005年］

・「公判前整理手続・連日的開廷・選任手続の国際比較ドイツ」季刊刑事弁護42号（現代人文社）79～85頁。
・「職務質問のための実力行使」『刑事訴訟法判例百選（第８版)』（有斐閣）６～７頁。
・「犯行状況及び被害状況を記録した実況見分調書等の証拠能力」受験新報12月号（法学書院）28～29頁。
・「検察庁内に接見設備がないことを理由とする接見拒否」受験新報10月号（法学書院）22～25頁。
・「検察官に対する被告人の供述調書の任意性が否定された事例」受験新報９月号（法学書院）18～19頁。
・「違法な任意同行とその後に得られた尿鑑定書の証拠能力」受験新報７月号（法学書院）14～15頁。
・「情況証拠の積み重ねと組織犯罪における共謀の存否の判断」受験新報６月号（法学書院）15～17頁。
・「恐喝の事案につき被告人のアリバイを認めて第一審判決を破棄し無罪を言い渡した事例」受験新報５月号（法学書院）22～23頁。
・「おとり捜査の許容性について」受験新報３月号（法学書院）20～21頁。
・「接見禁止解除決定に対する異議申立てが棄却された事例」受験新報１月号（法学書院）16～17頁。

［2004年］

・「強盗致傷事件における犯人識別供述と被告人の自白の信用性」受験新報12月号（法学書院）22～23頁。
・「控訴審裁判所の職権調査の範囲」受験新報10月号（法学書院）16～17頁。
・「被告人の同意の有無を確認せず、弁護人の同意のみで検察官請求書証を同意書証として取り調べたことが違法とされた事例」受験新報８月号（法学書

院）20～21頁。
・「被告人質問終了後に作成された検察官調書の証拠能力」受験新報７月号（法学書院）16～17頁。
・「前訴と後訴の訴因が実体的に一つの常習特殊窃盗を構成する場合で、前訴訴因につき確定判決がある場合の一事不再理効の及ぶ範囲」受験新報６月号（法学書院）16～17頁。
・「逮捕状の緊急執行における『急速を要するとき』にあたらず、違法の余地があるとされる逮捕と、それに基づいて得られた証拠の証拠能力」受験新報５月号（法学書院）14～15頁。
・「職務質問のためのホテル客室内への立ち入りと室内での所持品検査の適法性」受験新報３月号（法学書院）16～17頁。
・「捜査機関による押収処分を受けた者の還付請求権の有無と押収物還付請求却下処分に対する準抗告に理由がある場合に準抗告裁判所がすべき裁判」受験新報２月号（法学書院）16～17頁。

［2003年］

・「司法改革における証拠開示の議論」法学セミナー584号（日本評論社）60～61頁。
・「被告人の尿から覚せい剤が検出されたのは覚せい剤を混入させられた飲食物を摂取させられたためであるとの被告人の弁解を直ちには排斥できないなどとして覚せい剤の自己使用罪につき無罪を言い渡した原判決を破棄自判した事例」現代刑事法49号（現代法律出版）73～78頁。
・「被疑者の勾留とは？」河上和雄・山本輝之編著『みぢかな刑事訴訟法』（信山社）47～60頁。
・法律用語辞典として、村井敏邦ほか編『コンサイス法律用語辞典』（三省堂）。「公訴事実対象説」、「訴因対象説」、「基本的事実同一説」など36項目。
・法律用語辞典として、三井誠ほか編『刑事法辞典』（信山社）。「アレインメント」、「刑事免責」、「検察官処分権主義」など10項目。
・「業務上過失傷害事件における訴因変更命令について」受験新報12月号（法学書院）22～23頁。
・「覚せい剤自己使用罪における被告人の否認供述の信用性」受験新報11月号（法学書院）16～17頁。
・「逮捕手続の違法とそれによって得られた鑑定書の証拠能力およびそれに引

き続く捜索差押えの適法性」受験新報10月号（法学書院）14～15頁。
・「柔道整復師作成の施術証明書と321条４項の準用」受験新報９月号（法学書院）18～19頁。
・「供述の信用性判断」受験新報８月号（法学書院）22～23頁。
・「任意同行と宿泊を伴う取調べ」受験新報６月号（法学書院）16～17頁。
・「捜索差押許可状執行の際の『必要な処分』と『呈示』」受験新報５月号（法学書院）16～17頁。
・「傷害致死罪における訴因の概括的記載と訴因の特定」受験新報４月号（法学書院）16～17頁。
・「職務質問における有形力の行使について」受験新報２月号（法学書院）18～19頁。
・「強姦事件における被害者供述の信用性について」受験新報１月号（法学書院）20～21頁。

［2002年］

・「訴訟条件」庭山英雄＝岡部泰昌編著『刑事訴訟法（新版）』（青林書院）125～137頁。
・「自白の証明力と補強法則」刑法雑誌41巻３号（有斐閣）309～322頁。
・「おとり捜査」『刑事訴訟法の争点（第３版）』（有斐閣）84～85頁。
・「情況証拠による事実認定について」受験新報12月号（法学書院）22～23頁。
・「公訴権の濫用について」受験新報11月号（法学書院）18～19頁。
・「覚せい剤自己使用罪につき無罪判決を破棄自判した事例」受験新報10月号（法学書院）16～17頁。
・「業務上過失傷害事件における証人の証言の信用性判断について」受験新報９月号（法学書院）18～19頁。
・「別件逮捕勾留中の余罪取調べの限界について」受験新報８月号（法学書院）22～23頁。
・「痴漢被告事件における被害者および被告人の供述の信用性判断について」受験新報７月号（法学書院）16～17頁。
・「控訴取下げと弁護人選任の効力について」受験新報６月号（法学書院）18～19頁。
・「自白調書の任意性を否定した事例」受験新報５月号（法学書院）18～19頁。
・「準抗告と新事情・新資料の考慮について」受験新報４月号（法学書院）18

～19頁。

・「１．被告人の捜査段階の自白について、任意性は肯定したが信用性を否定した事例　２．目撃者の犯人識別供述の信用性を否定した事例」受験新報３月号（法学書院）16～17頁。

・「別件逮捕・勾留と余罪取調べ」受験新報１月号（法学書院）22～23頁。

[2001年]

・「違法な所持品検査とその結果得られた証拠の証拠能力」受験新報12月号（法学書院）20～21頁。

・「概括的認定・択一的認定と訴因変更手続」受験新報11月号（法学書院）44～45頁。

[2000年]

・「自白の証明力評価について」『大野真義先生古稀祝賀・刑事法学の潮流と展望』（世界思想社）494～515頁。

・田口守一＝安富潔編著『争点ノート刑事訴訟法（第２版）』（法学書院）。「令状によらない捜索・差押え」、「捜索差押許可状の執行」、「体液の強制採取」など６項目。

[1999年]

・「証拠開示命令を発しない措置に対する異議申立ての可否」『庭山英雄先生古稀祝賀記念論文集・民衆司法と刑事法学』（現代人文社）131～147頁。

・翻訳「第７章検察官または警察による被疑者尋問」及び「第８章被疑者・被告人尋問の際の立会権」福井厚監訳『ゲラルト・グリュンバルト・ドイツ刑事証拠法』（成文堂）81～89頁。

[1998年]

・「自白と補強証拠を要する範囲について」『竹澤哲夫先生古稀祝賀記念論文集・誤判の防止と救済』（現代人文社）419～438頁。

・「自動車検問」『刑事訴訟法判例百選（第７版）』（有斐閣）12～13頁。

・「少年の保護処分に対する抗告の提起期間内に抗告について裁判することの適否」『平成９年度重要判例解説』（有斐閣）198～199頁。

[1997年]

・「不法領得の意思」及び「収賄罪における職務と賄賂の意味」大野真義編著『演習刑法各論』（晃洋書房）139～147頁。

・法律用語辞典として、津田玄児ほか編著『子どもの人権大辞典』（ＭＫ出版）。

「仮収容」、「簡易送致」、「教護院送致」など10項目。

［1996年］

・「第13章 死刑制度と法」虫明満編著『人のいのちと法』（法律文化社）223～240頁。

・「ある痴漢被告事件（ケース研究②）」渡辺修編『刑事手続の最前線』（三省堂）258～266頁。

・「犯罪者の引渡しと手続」法学セミナー502号（日本評論社）37～39頁。

・翻訳（福井厚監訳）「第22条から第36条『連邦及び州の統一警察法の対案』」法学志林93巻3号（成文堂）135～147頁。

［1995年］

・「少年法と刑訴法との一接点－『調布駅南口事件』抗告審決定の拘束力解除をめぐって－」香川法学第14巻３・４号（香川大学法学部紀要）291～328頁。

・書評「伝わる、在野法曹の熱き思い『やっとらんもんはやっとらん－榎井村事件再審無罪への道』」季刊刑事弁護２号（現代人文社）195頁。

・「令状主義」『司法試験シリーズ「刑事訴訟法Ⅰ」』（日本評論社）95～97頁。

・「同意書面」『司法試験シリーズ「刑事訴訟法Ⅱ」』（日本評論社）137～139頁。

［1994年］

・「ドイツ私人訴追手続における『公益』概念」香川法学14巻２号（香川大学法学部紀要）207～289頁。

・「第４章訴訟条件」庭山英雄＝岡部泰昌編著『刑事訴訟法』（青林書院）115～127頁。

［1993年］

・「草加事件」法律時報65巻３号（日本評論社）101～104頁。

［1992年］

・「ドイツ私人訴追手続の沿革と私訴犯罪について」一橋研究17巻２号41～64頁。

・「ドイツ私人訴追手続に関する一考察」一橋論叢108巻１号83～103頁。

・翻訳（村井敏邦監修）「1989年イギリス刑法典草案第９章抗弁」法学志林89巻２号（成文堂）99～108頁。

［1991年］

・外国文献紹介「最近の外国刑法事情105アボリショニストの視点－フルスマン記念論文集の紹介（11）」警察研究62巻９号（良書普及会）77～82頁。

［1989年］

・「西ドイツ刑事訴訟における私人訴追手続」一橋研究13巻４号87～104頁。

・外国文献紹介「最近の外国刑法事情78西ドイツにおける刑事弁護制度改革の動向について（三）」警察研究60巻３号（良書普及会）71～75頁。

【教材・その他】

・「特集2019年学界回顧 刑事訴訟法」法律時報91巻13号（日本評論社）。水谷規男、京明との分担執筆。186～198頁。

・「特集2018年学界回顧 刑事訴訟法」法律時報90巻13号（日本評論社）。水谷規男、京明との分担執筆。184～195頁。

・「特集2017年学界回顧 刑事訴訟法」法律時報89巻13号（日本評論社）。水谷規男、京明との分担執筆。186～197頁。

・「特集2013年学界回顧 刑事訴訟法」法律時報85巻13号（日本評論社）240～252頁。

・「刑事訴訟法教材講義案」及び「刑事訴訟法教材レジュメ」平成24年度大学機能強化戦略経費による簡易製本教材（岡山大学大学院法務研究科、2013年）

・「法曹養成制度の評価は長期的視点に立って」別冊法学セミナー208号（日本評論社、2011年）10～11頁。

・「書き分け話し分け法学鍛錬術刑事訴訟法編」法学セミナー650号（日本評論社、2009年）24～27頁。

・『判例回顧と展望2007刑事訴訟法』（日本評論社、2007年）183～197頁。

・『判例回顧と展望2006刑事訴訟法』（日本評論社、2006年）216～228頁。

・『判例回顧と展望2005刑事訴訟法』（日本評論社、2005年）218～230頁。

・「ローカルの社会秩序と外国人犯罪」平成８年度特定研究経費による報告書『地域人間環境の時間的・空間的変容と地域秩序の再構築に関する研究』所収（香川大学法学部、1997年）99～109頁。

・「第３部第１章　香川県における当番弁護士制度の現状と課題」平成５年度教育研究特別経費による報告書『法学・政治学に関わる今日的諸問題の先端研究』所収（香川大学法学部、1994年）59～103頁。

・「（意見集）死刑と被害者感情」佐伯千仞・団藤重光・平場安治編著『死刑廃止を求める』所収（日本評論社、1994年）116頁。

【学会報告】

［2025年］

・「日本の刑事裁判におけるデジタル化とAIの利用可能性－取調べ記録媒体を素材として－（Digitalization and the Possibility of Using AI in Japanese Criminal Trials – With a Focus on Interrogation Records.）」China-Japan-South Korea Artificial Intelligence Symposium（於；北京・中国人民大学主催）

・「日本の刑事手続における電子化の動向について（Recent Trends in the Digitalization of Criminal Procedure in Japan）」3rd Sino-German-Japanese-Korean Criminal Law Forum（於；長沙・中国人民大学、中南大学、中国法学会刑法学研究会他主催）

・「比較研究にみる紛争解決の地域的叡智－日本の場合－」インドネシア・ベンクル大学国際セミナー（リモート参加；インドネシア高等教育・科学技術省、ベンクル大学法学部主催）

［2024年］

・「瑕疵ある疎明資料に基づく令状請求と令状の効力」中四国法政学会（於；岡山大学）

［2018年］

・「日本における軽微犯罪の処理手続と有罪答弁」及び「違法収集証拠排除法則コメント」中日韓『公判中心の訴訟制度改革』中日韓国際シンポジウム（於；北京・中国政法大学主催）

［2012年］

・「取調べの録音・録画」日本刑法学会ワークショップ・オルガナイザー（於；大阪大学）

［2011年］

・「取調べ可視化」中四国法政学会（於；呉海上保安大学校）

［2001年］

・「自白の証明力と補強法則」第79回日本刑法学会（於；九州大学）

［2000年］

・「自白の証明力評価について」日本刑法学会関西部会（於；摂南大学）

・「自白の証明力評価について」中四国法政学会（於；松山大学）

［1996年］

・「補強法則の研究序説」中四国法政学会（於；高知大学）

［1994年］

・共同研究「証拠開示の現状と展望」日本刑法学会関西部会（於；大阪市立大学）

［1992年］

・「犯罪被害者と刑事訴追」中四国法政学会（於；香川大学）